

沖縄県からのサツマイモや エンサイ等の植物持ち出し には規制があります！

～県外への移動の際はご注意ください～



アサガオ



グンバイヒルガオ



サツマイモ



エンサイ



オオパゲツク (カレーリーフ)



イチジク



カンキツ



ゲッキツ

写真：那覇植物防疫事務所提供

沖縄県では農作物に被害をもたらす一般的な病害虫に加え、他の地域では見られない特殊な病害虫が発生しており、その寄主となっているサツマイモ等の一部の植物は、植物防疫法により発生地域外への移動が禁止又は制限されています（違反した場合は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金を課される可能性があります）。

【移動規制対象植物】

1. サツマイモ、エンサイ、アサガオ等

沖縄県には、アリモドキゾウムシやイモゾウムシというサツマイモ等に被害を及ぼす害虫が生息しており、加害されたイモは商品価値がなくなってしまうだけでなく、

独特の臭気と苦みを生じるため、家畜の餌にもなりません。これらの害虫が未発生の地域に広がることを防ぐため、沖縄県外に生のサツマイモを持ち出すことは、植物防疫法により禁止・制限されています。また、サツマイモに加え、エンサイ、アサガオ、グンバイヒルガオの生茎葉（種子を除く）の持ち出しも禁止されています。なお、焼き芋やお菓子などの加工品は規制の対象にはなりません。

2. カンキツ類およびイチジクの苗木

沖縄県では、カンキツ樹の病気の一つであるカンキツグリーニング病が発生しています。感染樹の多くは、数年以内に衰弱・枯死に

至り、発生地域ではカンキツ園が廃園になるほどの大きな被害をもたらします。本病は接ぎ木や取り木のほか、沖縄県に生息しカンキツ類を好むミカンキジラミという虫によって伝染します。この病気が未発生の地域に広がるのを防ぐため、沖縄県外にカンキツ類、ゲツキツ及びイチジクの苗木を持ち出すことは、植物防疫法により制限されています。

サツマイモやカンキツ類などの移動規制について、詳しくは以下の植物防疫所HPをご覧ください。梅雨が明け、これから観光や帰省等のため、県外との人の行き来が多くなる季節を迎えます。県外に行かれる際や県外から人を迎える際には、病害虫のまん延を防止するため、植物の移動にご注意ください。

(参考) 植物防疫所HP

<https://www.maff.go.jp/pss/j/introduction/domestic/didoukisei/seido/index.html>

お問合せ先

農林水産部消費・安全課

☎098-866-11672